

水質管理目標設定項目の一部改正案について



厚生労働省では、水質管理目標設定項目の一部改正を予定し、その改正案に関する意見募集を行いました(平成22年10月5日まで)。これは、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づくもので、改正案の内容は下記の通りとなっています。

- ①「トルエン」に係る目標値を現行の「0.2mg/L」から「0.4mg/L」に改める。
- ②「農薬類」の対象農薬リスト中の目標値の見直し
 - ・「ペンシクロン」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改める。
 - ・「メタラキシル」に係る目標値を現行の「0.05mg/L」から「0.06mg/L」に改める。
 - ・「ブタミホス」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
 - ・「プレチラクロール」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.05mg/L」に改める。

当社は厚生労働省の登録検査機関として、水質管理目標設定項目や水道法に基づく水質基準項目などの分析・測定の数多くの受注実績があり、法改正時には速やかに対応を行っています。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2010年9月6日付 厚生労働省ホームページ

証明書発行箇所 小林正幸